

放課後児童クラブ配食事業のご案内

～長期休業期間、お弁当の配食サービスが利用できます～



令和8年4月8日
福祉保健課 子育て支援係

放課後児童クラブでは「朝の忙しい時間に毎日お弁当を作るのは大変！」という保護者の皆さまを支援するため、長期休業期間中の平日に限り、お弁当の配食サービスが利用できます。

《放課後児童クラブ配食サービスについて》

- ・利用者負担額・・・1食350円
 - ・提供期間・・・小学校の長期休業期間中の平日のうち、利用者が希望する日程
 - 夏季休業期間 令和8年7月21日～令和8年8月31日
 - 冬季休業期間 令和8年12月24日～令和9年1月7日
 - 春季休業期間 令和9年3月26日～令和9年3月31日
- ※ただし、4月、8月13日～15日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）放課後児童クラブの指定する日は利用できません。

《利用の流れ》

- ①配食サービスを希望する方は、各休業期間の約1ヶ月前に申請書を配布しますので、放課後児童クラブに提出してください。（配布時期：6月、11月、2月）
- ②事業者が、放課後児童クラブへ弁当を届けます。
- ③お子様が、放課後児童クラブで弁当を食べる。
- ④事業者から利用月分の請求書を、放課後児童クラブを通じて保護者にお渡しします。
- ⑤利用者負担額は、保護者が利用した事業者へ当月分を支払う。

《注意事項》

- ①都合により希望日を利用しない場合は、前日の午後5時までに事業者へ連絡してください。
 - ※希望日の当日キャンセルは出来ませんので、ご注意ください。
 - ※上記の連絡を忘れた場合や当日急きょ利用しなかった場合は利用料が発生します。
 - ※お弁当の持ち帰りは、安全面や衛生面の観点から出来ません。

裏面あり

- ②配食サービスの回数変更や、中止をしたい時は、市に連絡をしてください。
- ③個別のアレルギー対応は出来ません。利用する際は十分にご注意ください。
- ④お箸は、ご家庭で準備をお願いします。
- ⑤上記、注意事項に承諾の上、配食サービスをご利用ください。

《配食サービス事業者》

OCK Ba-mi	住 所：矢浜四丁目 1-41
	電話番号：49-0141



Q&A こんな時、どこに問い合わせしたらよいですか？
 福祉保健課：利用の申込み 利用回数の変更、中止 サービス全般
 事業者：希望日の前日の午後5時までにキャンセル連絡のみ



★お問い合わせ先★
 尾鷲市 福祉保健課 子育て支援係
 尾鷲市福祉保健センター2階
 (電話番号：23-8202)